

改正派遣法に基づくマージン率の公開資料

～2024年版（2023年度実績による）

公開項目

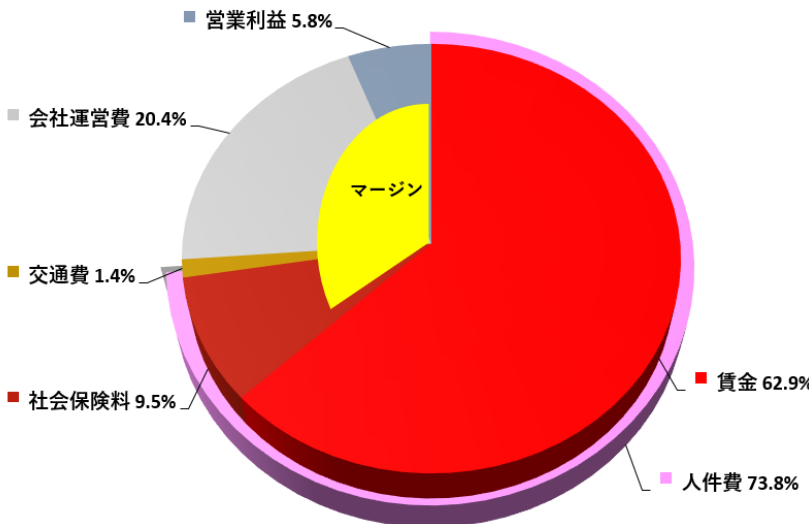
| | | |
|---------------|---------|------------------------|
| ■派遣労働者数 | 22名 | （年内に派遣業務に従事した人数）*1 |
| ■派遣先会社数 | 7社 | （年内に派遣業務のあった派遣先会社数） |
| ■派遣料金平均（8H当り） | ¥28,520 | （派遣先から受け取る料金の一人8H当り平均） |
| ■派遣賃金平均（8H当り） | ¥17,953 | （派遣賃金の一人8H当たり平均）*2 |
| ■マージン率 | 37.1% | （派遣料金と派遣賃金との差額の割合） |

*1 派遣業務にひと月でも従事した人数も含まれています。

*2 賃金は労基法の定義に基づき、残業代・賞与・諸手当を含み、交通費は含んでいません。また、いわゆる手取りではなく年収（ただし年度内に派遣と派遣以外の業務に従事した人は派遣業務従事期間のみを抽出）に基づいて計算されています。

マージン率とその内訳

■マージン率とその内訳



■賃金 派遣料総額（100%）に対する派遣社員への賃金です。

■社会保険料 派遣業務者にかかった健康保険、介護保険、年金、雇用保険の会社負担分です。

■交通費 派遣業務者に支払われた交通費です。

■会社運営費 営業・人材募集・契約・請求等事務処理等に伴う人件費、福利厚生費、オフィス賃貸料、研修・教育費等、会社運営上の諸費用です。全運営費を社員全員均等負担した場合の、派遣分運営費です。

■営業利益 これら全ての費用を差し引いたものが営業利益です。

■教育訓練に関する事項 該当社員に年8時間以上のIT関連教育訓練の機会を提供しています。

■同一労働同一賃金対応 労使協定方式による協定を毎年締結しております。

対象派遣労働者の範囲：全派遣労働者。協定有効期間：2024/4/1～2025/3/31。

以上